

# 新年を迎えて

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課長 **お 尾** **むろ** **よし** **のり** **室** **義** **典**

2023年を迎え、皆様には新年のお喜びを申し上げます。植物防疫施策における最近の動きと所感を申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

昨年4月、平成8年の改正以来、26年ぶりの大幅な見直しとなる植物防疫法の改正法案が成立しました。

温暖化等の気候変動、人やモノの移動の増加を背景として、病害虫の侵入・まん延リスクが増加している中で、化学農薬の使用に伴う環境負荷の低減が国際的に課題となっている状況も踏まえて植物防疫体制を改めて整備するとともに、農林水産物・食品の輸出の促進に伴う輸出検査ニーズの増大に的確に対応するため、改正植物防疫法では大きく四つの観点から見直しを行っています(図-1)。現在、本年4月1日の施行に向け、準備を進めているところですが、その状況について触れたいと思います。

一つ目は、侵入調査事業の実施および緊急防除の迅速化です。

改正植物防疫法では、国内に存在することが確認されていない等の有害動植物の一部を対象に、国内への侵入の状況等を調査する侵入調査事業を法定化しました。対象となる病害虫については、都道府県等との調整を行った結果、38種を指定することとしています。法定化したことにより、全国で斉一な調査が可能となったことを踏まえ、都道府県に調査計画や調査マニュアルについて早期にお示しすることとしており、必要な予算についても義務的経費として植物防疫事業交付金で措置することとしています。

また、緊急防除については、国が発生時の防除に係る実施基準をあらかじめ策定することで、事前周知期間を従来の30日から10日に短縮できることとなりました。現在、ミカンコミバエ種群、火傷病菌等9種の病害虫に関し、実施基準案を作成しており、今後、パブリックコメント等の必要な手続きを進めていく予定です。

二つ目は、発生予防を含めた防除の推進、農業者への勧告、命令等の措置の導入です。

当省では、2021年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」において「2050年までに化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減」の目標を設定し、化学

農薬だけに頼らない総合的な病害虫防除(IPM)の確立・普及を図っているところです。改正植物防疫法においては、IPMにおける病害虫防除に対する基本的な考え方を「総合防除」と定義し、その推進に向け、国の基本指針および都道府県の計画の策定を規定しています。

また、都道府県の計画には農業者が遵守すべき事項を定めることを可能とし、遵守事項を定めた場合、農業者に対し、遵守事項に即した防除を行うために必要な助言・指導を行うとともに、遵守事項に即した防除が行われず、農作物に重大な損害を与えるおそれのある場合には、必要に応じ、農業者に対し勧告・命令を行うことができるよう措置しました。

国の基本指針については令和4年11月15日に定められたところであり、これに即して今後、都道府県の計画が策定されることとなります。みどりの食料システム戦略に定められた目標の達成に向け、都道府県の計画とこれを踏まえた栽培暦の見直し・普及等により、農業者レベルまで総合防除の概念が浸透し、適切な防除が行われることを期待しています。

三つ目は、植物防疫官の検査等に係る対象および権限の強化です。

植物防疫官が行う検査や緊急防除のために講じる措置の対象に農機具等の物品を追加することができるよう措置するとともに、出入国旅客の携帯品に対する検査権限を強化しました。新たに輸入検査等の対象とする物品として、昨年9月30日の省令改正により中古農業機械を指定するとともに、携帯品の検査強化や罰則の引き上げについて空港等で周知を図っているところです。

四つ目は、輸出検疫体制の整備です。

農林水産大臣の登録を受けた者(第三者機関)が植物防疫官に代わり輸出検査の一部を実施することができるよう措置しました。登録を受けるための要件や手続き等について省令で定めるため準備を進めているところであり、輸出拡大に対応しつつ円滑な検疫措置ができるよう引き続き努めてまいります。

このほか、国内の病害虫の状況としては、2018年に発生したサツマイモ基腐病については、現在29都道府県での発生が確認されていますが、適切な防除対策の実施により、鹿児島県、宮崎県および沖縄県を除き、発生が確認された圃場単位で本病の発生が抑え込まれていま